

## 5. 評価に必要なとなる体制及び基準類

### 5.1 体制及び基準類

LPガス円筒形貯槽の開放検査周期延長に関する評価に必要なとなる体制及び基準類は、以下のとおりである。

なお、管理体制、基準類については、表-5「LPガス円筒形貯槽評価項目・基準・内容一覧表」を参考として、管理状況の確認を行うことが望ましい。

#### (1) 保安管理基準類

各事業者は、図-1に示す保安関連規程体系(例)を参考に実状に応じた保安管理基準類を作成・整備する必要がある。

なお、告示に定める基準類は以下のとおりである。

- ① 開放検査に係る方法及び基準
- ② 溶接修理等に係る方法及び基準
- ③ 欠陥の発生原因及び防止対策結果に基づく開放検査点検時期の決定方法
- ④ 開放検査の委託先(外注先)の管理方法
- ⑤ 開放検査データ及び検査結果の保管

#### (2) 開放検査の評価体制

事業者評価者を1名以上選任した評価体制であること。

#### (3) その他

その他評価において考慮すべき事項は以下のとおりである。

- ① 貯槽の製造年月日
- ② 運転・保安管理の状況
- ③ 開放検査の実施者等

図-1 保安関連規程体系(例)

